

## 市内の事業者のみなさまへ

# 水質使用料金のご案内

### 1. 水質使用料とは

家庭や工場・事業場などから排水される汚水の処理に要する経費については、下水道使用料として利用者に負担していただいております。

下水道使用料は、汚水の排出量に応じて決まる一般汚水使用料と、水の汚れの程度に応じて決まる水質使用料で構成されています。

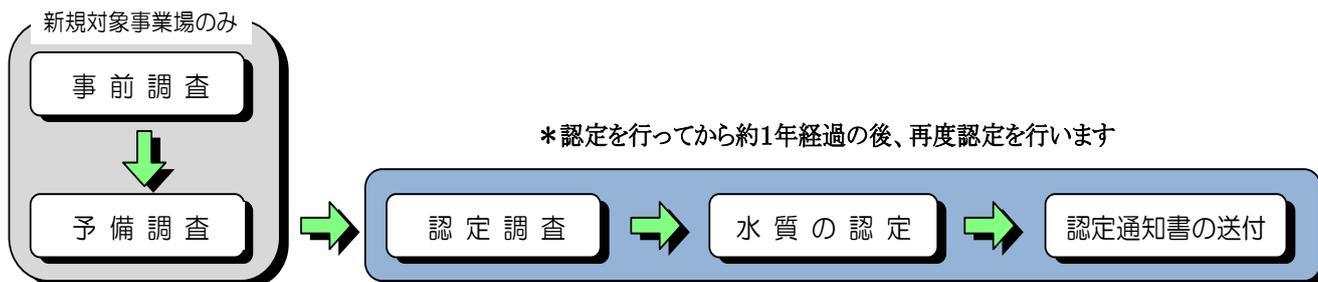
$$\text{下水道使用料} = \text{一般汚水使用料} + \text{水質使用料}$$

水質使用料とは、濃度の高い汚水ほど処理原価が高くつくことから、負担の公平化、汚染者負担の原則に基づいて、一定限度を超える水質の下水を排出する事業場などに対し、一般汚水使用料とは別に負担していただくものです。

### 2. 水質使用料が適用される条件

汚水排出量	BOD(もしくはCOD) またはSSの濃度	適用される区分
1,250m <sup>3</sup> /月 以上	200mg/L 以下	一般汚水使用料
	201mg/L 以上 2,600mg/L 以下	一般汚水使用料 + 水質使用料
	2,600mg/L を超える	大阪市下水道条例により下水道へ排出できません (除害施設の設置等により、排除基準値以下の水質にしなければ排出できません。)

### 3. 水質使用料が決定するまで



## 4. 水質使用料と計算例

BOD(もしくはCOD)またはSSの濃度に応じた水質区分ごとに1m<sup>3</sup>あたりの水質使用料が決められています。

ランク	水質区分 (mg/L)	BOD又は COD(円)	SS (円)
A	201~300	17	18
B	301~450	37	44
C	451~600	60	72
D	601~850	90	110
E	851~1,100	128	158
F	1,101~1,350	167	206
G	1,351~1,600	205	253
H	1,601~1,850	243	301
I	1,851~2,100	281	349
J	2,101~2,600	323	410

(注)BODとCODはいずれか大きい方の値とします。

1,250m<sup>3</sup>/月以上の場合の一般汚水使用料計算方法(消費税を含む)

使用水量区分	一般汚水使用料
1,001~5,000 m <sup>3</sup> /月	(215円×水量- 53,700円)×1.1
5,001 m <sup>3</sup> /月以上	(234円×水量-148,700円)×1.1

### ◆水質使用料計算例◆

排水量: 2,000 m<sup>3</sup>/月

水質区分: BOD 350 mg/L・・・ランク B

SS 250 mg/L・・・ランク A

計算式: BOD料金1m<sup>3</sup>につき37円

2,000 m<sup>3</sup>×37円=74,000円/月

SS料金1m<sup>3</sup>につき18円

2,000 m<sup>3</sup>×18円=36,000円/月

水質使用料: (74,000円+36,000円)×1.1=121,000円/月

・・・これが一般汚水料金に加算されます。

## 5. 参考資料

### 大阪市下水道条例(抜粋)

#### 《使用料》 第11条

・公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域を公示した区域内の利用者から、1月につき別表第1に定める金額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収する。

・次に掲げる基準のいずれかを超える水質の汚水を排除する場合は、1月につき別表第2汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量又は浮遊物質量の欄に掲げる水質区分に応じ同表の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に応じた汚水1立方メートル当たりの使用料の欄に定める金額及び浮遊物質量に応じた汚水1立方メートル当たりの使用料の欄に定める金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を前項の使用料に加算して徴収する。ただし、汚水の排出量が月につき1,250立方メートルに満たない場合は、この限りでない。

(1) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に200ミリグラム

(2) 化学的酸素要求量 1リットルにつき200ミリグラム

(3) 浮遊物質量 1リットルにつき200ミリグラム

#### 《汚水排出量及び水質の認定》 第12条

・汚水の排出量は、上水の使用量その他の事実により市長が認定する。

・汚水の水質の認定は、市長の定める方法による。

#### 《測定のための装置の設置》 第12条の2

・市長は、工場又は事業場から排除される汚水の排出量または水質を認定するために必要と認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に、測定のための装置を設置することができる。

・使用者が善良な管理者の注意を怠ったために前項の規定により設置された装置を亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

### 用語の説明

#### BOD

Biochemical Oxygen Demand の略で、生物化学的酸素要求量のことです。汚水や河川水中の汚濁物質(有機物)が、微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量を指し、この数値が大きいほど、その水が汚濁していることを意味します。

#### COD

Chemical Oxygen Demand の略で、化学的酸素要求量のことです。汚水や河川水中の汚濁物質(有機物など)を過マンガン酸カリウムという酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を指し、BODと同様数値が大きいほど、その水が汚濁していることを意味します。

#### SS

Suspended Solids の略で、浮遊物質のことです。水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水を濾紙でこし、濾紙上に捕捉された物質の重量を指し、数値が大きいほどその水が汚濁していることを意味します。



## 6. 水質使用料に関するお問い合わせ先

### ➤ 水質の認定について

下水道部施設管理課(水質管理担当)

住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM棟 6階

TEL:6615-7525

### ➤ 水質使用料金について

総務部経理課

住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM棟 6階

TEL:6615-7545